

国住指第3021号

平成18年2月28日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する  
許容応力度及び材料強度の指定について（技術的助言）

構造計算書偽装問題に関して、偽造物件の所有者等において違反是正のための改修工事等が検討されているところであるが、この度、改修工法の選択の幅が広がるよう、本日付けで平成13年国土交通省告示第1024号の一部を改正し、既存建築物に対する改修工事について、あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等に関する許容応力度及び材料強度を指定できるようにしたので通知する（別添官報参照）。

今後、本改正告示に基づく許容応力度及び材料強度の指定について、各製造メーカー等の指定申請に応じて行うこととする。これらの材料を用いた設計・施工上の品質管理に当たっては安全性確保のため十分な配慮が必要であることから、許容応力度及び材料強度の指定に当たり個別に設計・施工上の条件を付す予定であるので、これに基づき適切な設計・施工がなされるよう留意されたい。

また、現在、これらの材料を用いた一般的な設計・施工上の条件として、（仮称）あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針を作成中であり、追って当方より通知する予定であることを申し添える。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働一七)

### (規 則)

○日本学術会議会則の一部を改正する規則(日本学術会議一)

### (告 示)

○社債等登録機関を指定する件(金融庁・法務五)

○社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務五)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(法務一〇二)

○日本国に帰化を許可する件(同一〇三)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの輸入数量を告示(財務八〇)

○平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同一八)

○平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同一八二)

○関税暫定措置法第八條の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特惠鉱工業産品等及び月を告示する件(同一八三)

○発電用施設周辺地域整備法第三條第一項の規定に基づき地点を指定した件(文部科学・経済産業二)

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(厚生労働六五)

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(同一六六)

○厚生労働省組織規則第七百九十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件の一部を改正する件(同一六七)

○船員保険法第五十九條ノ二の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件(社会保険庁五)

○船員保険法第四條第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に關する件(同一六)

○船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額の一部を改正する件(同一七)

○瀬戸内海機船船びき網漁業につき許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める件の一部を改正する件(農林水産二〇九)

○発電用施設周辺地域整備法第三條第一項の規定に基づき地点を指定した件(経済産業二七)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通三一)

○豊川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件(同一三一)

○平成十三年国土交通省告示第千二十四号の一部を改正する件(同一三四)

○吉野熊野国立公園の海中公園地区内において環境大臣の許可を受けなければ捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならないさんごを追加する件(環境五六)

○霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件(同一五七)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(同一五八)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(東北地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中部地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(近畿地方環境事務所二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

### (皇室事項)

### (官庁報告)

### 官庁事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十五條の五第一項の規定に基づき認定生産行程管理者の認定の取消しに係る聴聞の開催に関する公示(農林水産省)

### 労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

### (資料)

閣議決定等事項

### (公告)

### 諸事項

### 官庁

適格機関投資家に関する公告・公告の変更、財団、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、解散命令、公共測量成果関係

### 裁判所

相続、破産、免責、復権、特別清算、会社更生、再生関係

### 特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

### 地方公共団体

公債償還(東京都区) 関係  
会社その他

(2) 豊川用水二期事業

この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水の確保及び補給、愛知県の水適用水の確保並びに静岡県及び愛知県の水適用水の確保を行う豊川用水施設の新築等を行うこと、また、同施設の改築を行うこととする。

事業主体 豊川 大野取水口において毎秒30.0立方メートル、牟呂松原取水口において毎秒8.0立方メートル  
予定工期 平成11年度から平成20年度まで

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。

(2) 水資源の開発及び利用に当たっては、水源地の開発・整備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特徴ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

(4) この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に沿岸部において地下水の採取により塩水化が発生したこと、また、依存的な水の供給を図りつつ、地下水の適正利用のために地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。

(5) 水資源の開発及び利用の合理化に当たっては、次の施策を講ずるものとする。

① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。

② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

③ 土地利用、産業構造等の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。

(6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれらでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。

(7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

国土交通省告示第三十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百十八号）第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、平成十三年国土交通省告示第十二号の第一号を次のように改正する。  
平成十八年二月二十八日 国土交通大臣 北側 一雄

第一に次の二号を加える。  
十四 あと施工アンカー（既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二十三号に於いて同じ。）の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

十五 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強するために用いる炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第二に次の二号を加える。  
十三 あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

十四 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強するために用いる炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

環境省告示第五十六号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二十四条第三項第二号の規定に基づき、吉野野国立公園の海中公園地区内において環境大臣の許可を受けなければならない捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならないさざんことして次のごとくを指定する。  
平成十八年二月二十八日 環境大臣 小池百合子

カタラフィルリア・ヤルディネイ（オオナガレハナサンゴ）  
環境省告示第五十八号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。  
平成十八年二月二十八日 環境大臣 小池百合子

Table with 2 columns: Name and Address. Entry: サンキコンサルタン株式会社, 東京都豊島区長崎五丁目一丁目三十四号

Table with 2 columns: Name and Address. Entry: 株式会社東北地質コンサルタン, 福島県郡山市小原田四丁目四番六号

Table with 2 columns: Name and Address. Entry: 株式会社日本地下探査, 千葉県船橋市本郷町六五八番地二

Table with 2 columns: Name and Address. Entry: 近畿地方環境事務所告示第二号, 兵庫県神戸市北区筑紫が丘一丁目九番地の二十二

環境省告示第五十七号

自然公園法施行規則（昭和三十一年厚生省令第四十一号）第三十三項の規定に基づき、霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。  
平成十八年二月二十八日 環境大臣 小池百合子

第一条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。  
第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。